

取引先金融機関の破綻

中小企業信用保険法第2条第5項第6号

セーフティネット保証6号の規定による認定申請について

○対象中小企業者

- 1 法第2条第5項第6号の規定による破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障をきたしているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること。
- 2 申請日から1年以内に破綻金融機関と金融取引を行っていた中小企業者であること。

※金融取引には、通常の貸付の他、支払承諾、手形割引なども含みます。

○申請に必要な書類

	書 類	提出部数	法人	個人
1	認定申請書	2通	●	●
2	決算書(決算報告書の部分と付属明細中の「借入金の内訳書」)の写し(前期分)	1通	●	
3	所得税確定申告書の写し	1通		●
4	申請日から1年以内に破綻金融機関と金融取引を行っていたことが確認できるもの(残高証明書、借入証書、借入返済予定表等)	1通	●	●

※残高証明書・・・平成22年9月10日以降に発行されたもの

○代理申請

中小企業者以外の人(金融機関等)が申請手続きを行うときは、委任状が必要です。

○問合せ

高崎市商工観光部商工振興課金融担当（高崎市庁舎13階）

TEL 027-321-1258